

## 【中国】公職人員政務処分法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2020年6月20日、公職人員政務処分法が制定された。監察法に規定する公職者の違法行為に対し、統一的に適用される処罰の種類、手続き、不服申立て等の制度を整備している。

### 1 背景と経緯

習近平政権による腐敗取締りの一環として、2018年3月に全国人民代表大会（以下「全人代」）会議で監察法が制定され、監察委員会が設立された<sup>1</sup>。その監察対象は、監察法第15条にいう公職者で、中国共産党及び諸党派、人民代表大会、裁判所等の職員、公務員のほか、国有企業や基層自治組織の管理者等が含まれる。また、同法第11条第3項及び第45条に基づき、監察委員会は、法に違反した公職者に対する懲戒である政務処分を行うことが定められた。

政務処分の規定を具体化するため、2018年4月、監察委員会は暫定規定を制定したが、政務処分の期間や適用規則は公務員法等の個別の法規によったため、公職者の種類ごとに懲戒の程度や規則が異なり、中国共産党の紀律法規とも異なるという状況が残っていた。2019年から監察委員会と全人代とで法律の起草が進められ、全人代常務委員会での3回の審議を経て、公職人員政務処分法が2020年6月20日に成立し、同日公布され、同年7月1日に施行された<sup>2</sup>。

### 2 概要

#### (1) 章構成

第1章：総則（第1条～第6条）、第2章：政務処分の種類及び適用（第7条～第27条）、第3章：違法行為及びその適用される政務処分（第28条～第41条）、第4章：政務処分の手続（第42条～第54条）、第5章：不服審査及び再調査（第55条～第60条）、第6章：法的責任（第61条～第64条）、第7章：附則（第65条～第68条）

#### (2) 原則

本法は、監察機関の行う政務処分に適用され、第2章及び第3章は任免機関等による処分にも適用される（第2条）。監察機関は公職者に対する監督を強化し、政務処分を行い、任免機関等は公職者の教育・管理・監督を強化し、処分を行い、任免機関等の処分が不適切であるとき、監察機関は監察提案を行わなければならない（第3条）。政務処分に当たっては、法の下での平等を保ち、事実に即して、法律を基準として行い、その処分は違法行為の性質・状況・危害の程度に応じたものでなければならない（第4条）。法に基づく公職者の職務遂行は法律の保護を受け、法定の事由と手続によらない限り政務処分を受けない（第6条）。

#### (3) 政務処分の種類及び適用

政務処分及びその期間には、戒告（6か月）、過失記録（12か月）、重大過失記録（18か月）、

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。

<sup>1</sup> 岡村志嘉子「中国の新たな国家監察体制：中華人民共和國監察法」『外国の立法』278号、2018.12、pp.63-86。<<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11202128>>

<sup>2</sup> 「中華人民共和國公職人員政務処分法」2020.6.20。中国人大網 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/2ce1931ba6d6479192a0072ce67b9da9.shtml>>

降格（24 か月）、解任（24 か月）、懲戒免職の 6 種類がある（第 7 条、第 8 条）。

複数による共同行為（第 9 条）、組織ぐるみ（第 10 条）の場合は、各々の役割と責任に応じて処分する。政務処分を軽減できる事由（第 11 条）に該当し、かつ軽微な場合は訓戒等にとどめ、処分しないこともできる（第 12 条）。政務処分が重くなる事由（第 13 条）、犯罪で懲戒免職となる場合（第 14 条）、違法行為が複数ある場合の処分原則及び処分期間の限度（第 15 条）、同一の違法行為に対する監察機関と任免機関等の重複処分の禁止（第 16 条）を定める。

公務員法の適用を受ける公務員等（第 19 条）、国有企業の管理職（第 21 条）、基層自治組織の管理職（第 22 条）等の場合について、処分期間中の昇任停止等の措置を定める。処分期間中に反省を示し過失がなければ、期間終了後に処分は解除されるが、降格・解任処分前の待遇は回復されない（第 26 条）。その他、免職処分者の公務員等への採用不可（第 24 条）、違法に取得した財物等の扱い（第 25 条）、退職した公職者の違法行為（第 27 条）等も定める。

#### （4）違法行為の種類と適用される政務処分

憲法の権威、中国共産党による指導及び国の荣誉を損なう言論の流布、社会の安定を損なう活動等は過失記録以上の処分。憲法に定める国の指導思想、同党による指導、社会主義制度及び改革開放に反対する文章等を公に発表した場合は免職（第 28 条）。このほか、重要事項の報告漏れ又は隠蔽（第 29 条）、独断による決定、集団や上位組織の決定に対する不履行又は歪曲等（第 30 条）、規定違反の出国、外国国籍の取得等（第 31 条）、採用・評価等の人事上の規定違反、虚偽による利益取得、他者への名誉棄損、威力や賄賂等による選挙妨害、収賄、職権乱用による便宜供与等（第 32 条、第 33 条）、利害関係者との間の財物授受、接待等、規定違反の報酬支給、公金での接待・消費等（第 34 条、第 35 条）、規定違反の営利活動参加、兼業等（第 36 条）、反社会勢力との結託等（第 37 条）、職権乱用、職務怠慢、官僚主義的行為、詐欺、秘密漏えい等（第 39 条）、公序良俗に反する行為、迷信、賭博、扶養拒否、家庭内暴力、違法薬物、売春等への関与等（第 40 条）等について、適用する処分を定める。

#### （5）政務処分の手続

被調査人の調査は複数名で行い、不法な証拠収集を禁ずる（第 42 条）。処分前に被処分者に告知し、陳述の機会を与え（第 43 条）、処分決定には政務処分決定書を作成し、違法事実及び証拠、処分の種類及び根拠、不服審査の請求方法を明記し（第 45 条）、被処分者及びその所属機関等に通知しなければならない（第 46 条）。被処分者との間に血縁又は利害関係等がある者は調査を担当しない（第 47 条）。人民代表大会及び政治協商会議の被任命者の解任・免職処分は、規定による手続の後に決定しなければならない（第 50 条）。調査期間中、任免機関は公職者の職務停止を決定でき、被調査人は許可なく出国・辞職できない（第 52 条）。処分事由が事実でない場合、監察機関は事実を解明し、被調査人の名誉を回復しなければならない（第 53 条）。処分に伴う待遇変更の期限は原則 1 か月以内、最長でも 6 か月以内とする（第 54 条）。

#### （6）不服審査及び再調査

政務処分内容に不服があれば、公職者は監察機関に不服審査を請求でき、不服審査での決定になお不服があれば、上位の監察機関に再調査を申請できる（第 55 条）。不服審査及び再調査請求による処分加重はないが、期間中も政務処分の執行は停止されない（第 56 条）。事実誤認、証拠不足、手続違反、越権・職権乱用による処分決定は取り消し（第 57 条）、法規適用や事実認定等の誤り等に基づく処分決定は変更し（第 58 条）、処分を変更又は取り消した場合、公職者の給与等待遇を調整し、名誉回復し、財物を返還弁償しなければならない（第 60 条）。